

## 平成 30 年 7 月つくば市教育委員会定例会会議録

### 1 会議日時

平成 30 年 7 月 26 日（木）

### 2 会議場所

庁舎 4 階 ミーティング室

### 3 出席委員

委員 鈴木 理子

委員 小野村 哲

委員 柳瀬 敬

委員 倉田 廣之

教育長 門脇 厚司

### 4 欠席委員 なし

### 5 委員以外の出席者

教育局長	森田 充	特別支援教育推進室	土田 圭子
教育局次長	中山 隆	教育相談センター所長	朝賀 隆行
教育局次長	大久保 克己	総合教育研究所所長	板谷 亜由美
教育総務課長	貝塚 厚	中央図書館館長	梶山 久美子
学務課長	間中 和美	中央図書館副館長	柴原 徹
教育施設課長	秋葉 芳行	生涯学習推進課課長	伊藤 直哉
健康教育課長	山口 康弘	文化財課長	山本 賢一郎
教育指導課長	根本 智	企画監	笹本 昌伸

### 6 議事

#### (1) 案 件

議案第 47 号 つくば市社会教育委員の委嘱について

議案第 48 号 教育財産取得の申出について

議案第 49 号 茨城県第 7 採択地区教科用図書選定協議会の平成 31 年度使用教科用図書の採択結果のとおり教科用図書を採択することに関し議決を求めることについて

議案第 50 号 つくば市運動部活動の運営方針（案）について

報告第 16 号 つくば市教育局職員の分限処分について

報告第 17 号 つくば市奨学生の選考について

7 その他

◎ 開 会

午後 3 時 30 分開会

教育長	それでは、定刻となりましたので、7月定例教育委員会を始めたいと思います。
◎ 議事録承認	
教育長	初めに、議事録の承認から始めます。 6月の定例会については、会議録を事前に配布しておりました。その中で、総合教育研究所長の発言が誤解を招く内容ではないかということで、指摘がありました。その時は私がいきなり発言を求めましたので、今回、どういう趣旨で発言したのか、改めて説明いただこうかと思えます。また、このことについては、6月の会議録を訂正するのではなく、今回の会議録において明記するという形で進めさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。
委員	はい。
教育長	それでは、説明をお願いいたします。
総合教育研究所	前回の発言において、研修講座の30%削減と申し上げましたが、いじめの研修については、教育指導課の指導主事が担当しており、削減はしておりません。削減した研修につきましては、県が開催している研修と内容が重なるものについて、精査して、先生方の負担軽減のため、30%削減とさせていただきました。ただし、内容の充実の見直しも行っております。例えば、美しい日本語で歌おうという研修講座では、保幼少連携の視点から、幼稚園の先生と、小学校低学年の音楽を担当している先生を対象として、日本の昔から歌い継がれている共通教材の指導のポイントを取り上げていく実技研修、加えて小中一貫の視点から、小学校中・高学年の音楽を担当している先生と、中学校の音楽を担当している先生を対象とした実技研修を計画いたしました。また、トワイライト研修といたしまして、業務終了後の18時から、若手教員を対象とした、

	<p>完全希望制の自主的な研修を開催しています。この研修はテーマ別に講座を設け、20名以内の少人数のゼミ形式で実施しております。教育長にも講師としてお越しいただき、社会力について御教授いただいたほか、絵画研修、プログラミング研修、大学教授による新指導要領を読み解くための研修などを実施させていただきました。毎回、10名前後の参加者がおります。教職員の研修については、今後も内容の充実を図っていきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>先日、いじめに関する研修講座等の充実というお話をさせていただいた中で、また、働き方改革の中で、何かを減らそう、止めようという話が多い中で、そこはよく考えて精選していかなければならないという中で、あの、3割減らすというお話でしたので、ちょっと確認させていただきました。</p> <p>トワイライト研修等、様々な形での研修を進められているということで、今後も一層充実させていただければと思います。ただ、いじめに関してはなかなか研修というのは難しいところもあると思います。いじめに関しては、昨年度まで、生徒指導研修の中で扱われていたかと思うのですが、今年度は総研においては、生徒指導研修の中で行われるのでしょうか。だとすると、昨年度までは2コマ取っていたかと思いますが、今年度は何コマという形になるのでしょうか。</p>
<p>総合教育研究所</p>	<p>今年度は教育指導課の指導主事が講師を担当して、1コマ行っております。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、生徒指導研そのものは2コマから1コマに時間的には減るということですね。</p>
<p>教育指導課</p>	<p>コマ数というのは。</p>
<p>委員</p>	<p>先回いただいた資料ではコマのように書かれていたのでコマという表現をしました。</p>
<p>教育指導課</p>	<p>講話が1コマと、もう1コマの事例検討と情報交換という研究協議というところで今までとおりに2コマで時間を取っております。</p>

委員	<p>時間数としては変わらないということですね。まあ、非常に貴重な時間なので、コマ数は結果として減ってしまうのはやむを得ないのかも知れませんが、その分充実した内容でやっていただくよう、よろしく願います。</p>
教育長	<p>その他、指摘すべきところは有りますか。なければ、原案のとおり承認していただいたということにしたいと思います。</p> <p>今回の署名人ですが、5月分については委員に、6月分については委員にお願いしたいと思います。よろしく願います。</p>
委員	はい。

◎教育長の報告

教育長	<p>それでは、私の報告を2点ほどさせてもらいたいと思います。</p> <p>まず1点目は、7月20日午前10時に、小中一貫教育を検討する検討委員会の宮寺委員長から、最終報告書を受け取りました。これについては市長と私、4人の教育委員の方々にも目を通していただいて、第3回目の総合教育会議でそれぞれどういう読み方をしたか、内容について概要を説明いただきました。まだ総合教育会議そのもので、どのような形でこれを生かしていくかについて、合意を取っているわけではありませんので、中身について、ここで説明することについては、御容赦いただきたいと思います。明日、議会の文教福祉委員会でもその内容について知りたいと、申し出がありましたので、そこでも今の段階で説明できることについてのみ説明したいと思いますので、御了承いただければと思います。大きな流れでいえば、総合教育会議で教育大綱を作る上でも重要な資料となりますので、この内容を踏まえながら進めていくこととなりますし、教育大綱が決まった段階でつくば市の教育振興基本計画を策定していく。併せて、学校等適正配置計画の見直しも行うということで、まだ具体的なスケジュールは決まっておりませんが、こういった手順で報告書を活用していきたいと考えております。</p> <p>2点目、学校では夏休み中でありまして。ということで、皆さんも8月に入ったら夏休みを取ることになると思いますが、なるべく多めに休みを取っていただきたいと思います。平成30年も後半に入りますので、英気を養っていただき、より業務に邁進していただければと思います。私からの報告は以上です。</p> <p>それでは、今日の議案に入りたいと思います。議案第47号は人事案</p>
-----	--

<p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>件ですので非公開、議案第 48 号は議会案件ですので非公開、議案第 49 号は教科用図書を選定の件ですが、8 月いっぱいには公にできないということになっておりますので、申し訳ございませんが、非公開とさせていただきますと思います。また、報告第 16 号も人事案件ということで、非公開にしたいと思っております。報告第 17 号は高校生の奨学金の件ですが、個人情報にかかわる部分がございますので、非公開としたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>それでは、議案に進みたいと思っております。</p>
<p>◎議案第 50 号 つくば市運動部活動の運営方針（案）について</p>	
<p>教育長</p> <p>教育指導課</p>	<p>議案第 50 号、つくば市運動部活動の運営方針（案）について、説明をお願いします。</p> <p>つくば市運動部活動の運営方針（案）について、説明させていただきます。</p> <p>運動部活動の運営方針につきましては、5 月に県から通知がありまして、8 月 1 日を目途に市の方針を作成して、通知するように明記されておりますので、その流れに沿ってつくば市の運動部活動の運営方針を、案として出させていただきました。これに関しては、学校長会及び中体連の代表の先生方、PTA運営委員会の代表の方に御意見をいただいて作成してまいりました。県の方針の範囲の中での市の方針ということになりますので、県の方針に従ったうえで、市でさらに細かく決めていかなければならないことを作ってきたというものです。</p> <p>ページ毎に順番に説明いたしますが、1 ページ目は、県の方針を市の方針として示させていただいております。2 ページ目につきましても、つくば市運動部方針ということで、県の方針に準じてつくば市の方針として示させていただいております。3、4 ページにつきましても県の方針のもとに市の方針を作成しております。5 ページにつきましては、3 の（1）、イ、ウ、エについては、昨日、県から運動部活動における熱中症事故防止等についてという通知が各市町村教育委員会に送られてきました。その通知の中に、熱中症についても運動部活動の運営方針に盛り込むように示されておりましたので、この部分で示させていただいております。これについても、基本的には県の方針に従ったものですが、</p>

市としてはイの部分の、気象庁の高温注意報が発せられた場合及び環境省の熱中症予防サイトの暑さ指数 31 度以上という部分については、スポーツ協会の熱中症予防運動指針にもあることですが、示させていただいて、屋外の活動を原則として行わないと明記させていただいております。付け加えたウ、エの部分については、県の指針に従っております。6 ページも、県の方針で示されたものです。7 ページの適切な休養日等の設定という部分ですが、県の指針で、「週当たり 2 日以上 of 休養日 を設ける、平日 1 日、土日 1 日」となっております。週末に大会等があった場合は、他の日に振替えると示されておりますので、市としてはそこに、振替は 1 週間以内に実施するという文言を入れさせていただきました。長期休業中の休養日という点では、市として、「夏季休業中は原則として 8 月 13 日から 16 日までの 4 日間、冬季休業中は 12 月 29 日から 1 月 4 日までの 7 日間を休養日とする。なお、夏季休業中の活動日は 20 日以内とする。ただし、関東大会、全国大会等に出場する場合は、校長の指導の下、特別に行うものとする」という文言を入れました。それから、平日 2 時間程度の活動、休日に 3 時間程度の活動という部分については、県の方針と同様です。朝の部活動について、県では「原則として行わない」ということでしたが、市では「原則」という部分を削除して、朝の部活動を行わないという方向で示させていただきました。それ以降の部分は県の方針に従っております。8 ページにまいりまして、定期テストに際しては休養日を取るようにと、県から示されておりますので、中間テスト、期末テストの前は 3 日間以上の休養日を取るようとしております。残りの部分については県に準じております。9 ページについては、大会等の見直しという部分で、大会の参加に対し、制限を設けるということでしたので、「参加する大会数は、総合体育大会、新人体育大会を含め、1 か月あたり 1 大会を目途とする」と明記しております。最後の終わりにという部分ですが、こちらについても県の方針に従って、市の方針を示させていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

教育長

今の説明に対して、質問等ございますか。

委員

市の方から明確に示していただいたことで、学校がしっかりと守ることの出来る体制となると思いますし、つくば市の独自性も出ておりますので、非常に良いことだと思います。

教育長	<p>つくば市としての独自性というか、一步進めた点は、朝練は原則ではなくやらないという点、大会の出場を1か月1大会までとする点かと思います。</p>
教育指導課	<p>大会の参加についてですが、大会は部活動によって様々ですが、大体のところだと、年間16から、多いところだと20、30の大会に出場しているという状況です。他市町村の話を書きますと、40を超えるところもあるということです。恐らく、県を超えての大会参加ではないかと思えます。こういった状況を考えると、1か月1大会というのは多いように思われるかもしれませんが、新人体育大会や総体も含めて1年間で12大会ですので、各学校で精選していただきたいと考えております。</p>
委員	<p>よろしいですか。今、中身を確認させていただいて、基本的に私はこれでよろしいのかなと思います。ただ、再三申し上げているとおり、働き方改革の一環として部活動の見直しという話になっているかと思いますが、その際に、減らす、止めるという発想だけではなくて、充実させるという発想も十分、これを機会に部活動の在り方を考えていきたいと思えます。そういう点において、前回終了間際に委員から文化部活動については、というお話もあったかと思うのですが、文化部活動については、なかなかニーズにこたえられていないということが現実なのかなと思います。それから、8ページの5番(1)のア、上から4行目でしょうか、「運動部活動においても、女子や障害のある生徒等も含めて、生徒の潜在的なニーズには必ずしも応えられていないことを踏まえ、校長は生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことの出来る運動部活動の設置を検討する」とありますが、これはなかなか校長先生のレベルでは、失礼しました、校長先生お一人の判断でこれを進めていくというのは、実際問題難しいのではないかと思います。</p> <p>例えば、私の娘が中学校で野球をやっていました。でもやはり男の子と混じってとなると、なかなか力を発揮するのは難しい。</p> <p>それから、部活動といっても、それぞれそれこそ本当にプロになるくらい一生懸命やりたいというニーズもあれば、ちょっとスポーツを楽しみたいという子もいるわけですよ。そういう子のニーズというのがほとんど満たされていないというのが全国的な状況ではないかな、と私は思っています。そういう点では、その次のページ、9ページのイの2行</p>

	<p>目にあるように、総合型地域スポーツクラブの設置等を検討して、例えばつくば市内でも、市内で一つくらいは女子に野球部があって、週に1日でも2日でも練習ができるとか、あまり運動は得意じゃないんだけど楽しみたい子のための何部があるとか、各学校で1演劇部などは無理でも、市内でそういった子どもたちが、月に一回でも二回でもどうにか集まって演劇部としての活動ができるとか、そういったことも、今すぐといったわけではなくてですね、これを一つの契機として、今後検討していただきたいと思います。以上です。</p>
教育長	<p>今のは要望でよろしいですか。</p>
委員	<p>具体的に継続審議という形で御検討いただければと思います。</p>
教育長	<p>前回指摘のあった文化部については最後にさっと書いているだけです。運動部活動の運営方針だからそこまで踏み込めなかったのということです。その点について何か説明ありますか。</p>
教育指導課	<p>前回御意見をいただいたところですが、今回の方針についてはスタートがスポーツ庁からの運動部の活動というところで、県の方からも保健体育課からの流れがありましたので、文化部も交えた形で考えてみたのですが、文化部については文化庁がガイドラインを作成するということですので、それを踏まえていければと思います。ただ、活動時間や休養日についてはこの方針に準じるという形で示させていただきました。</p>
委員	<p>もう一点よろしいですか。朝練の件なのですが、基本的な考えはこれでよろしいかと思いますが、私が先日ある学会で聞いてきた事例ですと、暑さ対策として、逆に、夕練を無くして、朝、短時間集中で練習しているという事例もありました。一応、御報告までに。</p>
委員	<p>私が文化系であるからではないのですが、運動部活動のガイドラインについては非常に疑問がある。賛同できない。第一に、国の指針があって、ほとんど同じように県の指針があって、それに従って市の指針を作るという形なのですが、これは国や県の指針を現場では見て、つくば市は同じ指針であると理解できるのですか。県や国の資料は現場にはとどいているのでしょうか。</p>

教育指導課	届いておりますし、国はガイドラインという表現をしていますが、県は通知ということで出しております、それに伴って市の方でも実施するよという流れですので、その範囲の中で作成していくということは、各学校も理解していると思います。
委員	では、これはほとんど要請や指示といったものといことでしょうか。つまり、この中に書いてある、「2時間程度」といったことに従わないと駄目なのでしょうか。ガイドラインというのは、大体の枠組みですから、現場の判断ということが出来るかと思いますが、つくば市の場合は指針と書いてありますから、ガイドラインの扱いでいいわけですよ。
教育指導課	県も指針という形ですが、鑑をつけて通知としています。
委員	ガイドラインを通知したということですね。
教育指導課	そのとおりです。
教育長	このとおりやらなければならないというわけではないですよ。
教育指導課	あくまでもこの範囲でやっていただくということです。
教育長	この後は10月1日からこの方針に従ってやることになるわけですよ。その前に学校ごとで付け足すといったことはあり得るわけですよ。
教育指導課	この範囲の中で更に学校で必要なものは付け足していくこととなりますが、県と市の方針に従った上での学校の判断となります。
委員	<p>それがここで言うところの活動方針を作りなさいということで、活動方針については市の方針に従って各学校で作成するということですね。</p> <p>私が何を言いたいかというと、現場の先生方とか、直接クラブ活動の指導にあたる先生とか、校長先生の判断というのが非常に大事だと思います。先ほど委員も、朝じゃなくて夕方の方がいいのではないかという判断があった場合に、これに完全に拘束されてしまうと、もう朝はでき</p>

	<p>ない。それから2時間程度とか3時間程度と書いてありますが、それは2時間程度やらなければいけないという、逆に言うと解釈になりますよね。であれば、2時間以内、3時間以内、それを超えたらちょっと配慮に欠けるのではないかという点では、2時間程度という文言には非常に違和感がある。出来れば「以内」にしていきたい。</p> <p>結局、こういう形で、教育長がいつも言われているのですが、学校が装置になってしまう、ある意味ではちょっときつい言い方をすればイデオロギー装置になってしまう。その一番簡単な方法は、運動部活動などをおして徹底していくという形です。そういう形で教育現場がすごく不自由になってくると、私は大きな問題だと思います。現場の先生たち、校長先生が自分で判断できなくなってしまったら、これは大きな問題です。これはガイドラインであって、現場の先生方が今日はちょっと指数が31度ではないけれども、止めておいた方がいいといった判断が出来ないともっと問題だと思います。そういった、これはガイドラインであって、現場の判断が大事だと頭を書いてほしいと思います。</p>
教育長	<p>「程度」、「以内」という話がありましたが、私も「程度」であれば大体それを超えないというメッセージだと読んでおりました。</p>
委員	<p>そういう風に読めばいいですけど。</p>
教育長	<p>では「以内」という形にしますか。それは可能ですよね。</p>
教育指導課	<p>それは教育局が全てを決めるわけではなく、学校での判断になります。実際のところ、2時間まで練習の出来る平日というのは限られておりました、下校時刻の関係で9月から3月くらいまでは2時間の練習時間はありませんので、2時間までやらなければならないという判断にはならないと思います。最大2時間というところを目安にしてほしいということです。</p>
委員	<p>分かりました。もしそういう解釈なのであれば、米印でもいいので付け加えておいてほしいと思います。念のため。</p>
委員	<p>私もこの2時間程度という表現を読んだときに、2時間以内という解釈は出来なくて、2時間くらいという読み方をしたのですが、実際に現</p>

教育指導課	<p>場でどのように解釈されると想定したのですか。先ほど教育指導課長がおっしゃったように、最大で2時間というように解釈されると想定しているのですか。</p>
委員	<p>基本的にはそのように考えております。</p>
教育指導課	<p>例えば具体的に、うちの子どもは、今日、8時から11時まで部活というときには、「必ず30分前に来て用意と自主練をください。」と言われると、部活のために学校に4時間いることになるのですが、前後で。そういったことは現場でどのように判断していくことを想定しているのかなと思うのですが。ちょっと細かいことで申し訳ないですけど、現場でどういう風に解釈されるかまで考えないと、言葉の使い方って難しいと思います。</p>
委員	<p>練習時間ということで考えています。準備等については「程度」という表現で覆っているところです。</p>
教育指導課	<p>練習時間で2時間。</p>
委員	<p>そうです。</p> <p>今の議論を踏まえて、2ページのつくば市運動部活動運営方針策定の趣旨の中の②番、「学校は国が策定した云々」とありますが、そこに、各学校の裁量において、これに従ってやっていくんだということを、やっぱり現場の裁量が大事なんだということを付け加えてほしいと思います。もう一つ、今開いていただいたところに、「今後持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む」と書いてありますが、これを文面どおり読みますと、今の運動部活動を続けていく、継続させていくためにはどうすればいいのかととれてしまうんですね。そうではなくて、もっと後の方に出てきました、部活動の多様化ですとか、ニーズに合ったところを考え直さなければならぬだろうというのがこの指針の大きな柱だと思うので、「持続可能な運動部活動の在り方を検討するとともに」というところですね、「運動部活動の多様化を進めるために」とか、「個々のニーズに合ったような改革をするために速やかに改革を進める」とかといった日本語に</p>

	<p>変えていただきたい。ちょっとした言葉の違いですけれども、結局、部活動を維持するために、子どもたちが部活動に参加しているわけではないんです。しかも、地域のスポーツクラブとか、地域のいろんな選択肢の中に子どもはいて、自分であれやるね、でも夜はスイミングも行きたいね、というように自分で考えて選択してやるべきなんだけど、これは上から部活動ありきであって、目的は教育目的だ、ということなんですけれども、子どもたちはもっと多様なニーズがあるわけです。その中に文化的なものであるとか、いろいろあるでしょう。シーズンによっては野球をやるけど冬場はサッカーをやるっていう子がいてもいいでしょうというような、そういう多様性がなかなか書き込んでもらえない。そこがすごく歯痒くて、なおかつ、ここにPDCAなんて入れなくてもいいと思うんです。これなんとか削れませんか。私がいま運動部の活動に必要なのは教育的配慮と合理的配慮だと思います。それで合理的配慮は、障害者の問題でよく言われますが、障害者の問題だけではなくて、学校において部活動において、子どもたちに合理的配慮がなされているかどうかというのは、子どもたちの方からも出てこないといけないと思うんですよ。合理的配慮を求めるわけですね、子どもたちが。それに対して応えた方がいい。学校としては、この全体のトーンとしては、教育的配慮をしなければいけないということですよね。そうしますと、共通の目的に向けて頑張るという表現は外してほしい。教育的配慮は、いろんな教育的配慮をしなくてはいけない。勝つことだけが目的ではないわけですよ。それが先ほども総合教育会議でとうとう言ってしまったんですけど、日大のアメフト部が勝つためにいろんな配慮をしたのは、それは教育的配慮に欠けていたでしょう、しかも合理的配慮にも欠けていたでしょうということで、大きな反省が運動部活動にはあるわけですから、共通の目的というところも外せませんか。</p>
委員	<p>県からの指針の文章はいじることが出来なくて、いじることが出来るとすれば、つくば市で何か付け加えるだけということですか。そういうシステムですか。</p>
学校教育審議監	<p>よろしいですか。県の方針の範囲内で行うので、その考え方から大きく逸脱していなければ直すことはできると思います。委員の御意見はよく分かるのですが、あくまでも我々は事務局ですので、いつも私が申し上げているとおり、教育委員の総意で、そういう形に直せということで</p>

委員	<p>あれば、事務局としては直します。</p> <p>では直せるんですね。直すことは可能ということですね。何かいじってない文が並んでいて、そこにつくば市として付け加えたみたいなことだったので、直せないのかな、とちょっと思っただけです。</p> <p>県が作ってきた文章について、ここで「何かここおかしいんじゃないの?」、言わない方がいいのかな、というか言ってもしょうがないのかな、と思って黙っていたのですが、私も委員がおっしゃっていたのと同じように、「部員同士が同じ目標に向かって取り組む」という辺りはかなりひっかかって読みました。今の部活動は「参加する、しない」というところは希望制なのですが、入ってからのやり方については融通が利かないというか、参加の仕方、例えば、平日は行けるけれども土日は行けないとかいう、休み方の融通が利かないとっていて、その運営の仕方のあたりまでも、子どもたちの主体性を引き出すように持っていくような文がどこかにほしいと思って見ました。どうでしょうか。例えば、うちの子の、中学一年の息子ですけど、うちの子の友人は、土日に部活に、「家の事情で行けません。」と顧問の先生に電話したところ、「部活は遊びじゃないんだぞ。」と怒られたとか、この程度のことはよくあって、そうすると部活の決まった活動方法に自分が合わない、辞めざるを得ないという風になってしまう。これってあんまり良くないんじゃないかと、もう少し緩やかに、自分がどのように参加したいか選んでいけるような部活にしましょうというのをどこかに入れたいのですが、いかがですか。</p>
委員	<p>それは先ほど委員が指摘したところに、「多様なニーズに対応する」ということが書かれているので、つくば市としてその部分を強調してくれば良いと思います。その部分を、先ほど言いました、策定の趣旨のところドン、と持ってくるというのはどうでしょう。「速やかな改革が必要」という改革の方向性が示せていないじゃないですかということで、そこに付け加えてきちんと書いておくということはいいことだと思います。</p>
委員	<p>この「はじめに」のところにさらに書くということですか。</p>
委員	<p>はい。策定の趣旨というところが非常に重要だと思います。あと、具</p>

委員

体的な数字とか、朝練をしないとか、とりあえずやってみるというのは良いと思いますけど。それから定期的にフォローアップを行うと明記してありますので、これは小野村さんも指摘されていましたが、公聴会でですね、私たちは現場の声が聴こえてくる立場にないものですから、先生たちが何であがいているんだろうなと思うんですよね。そういうフォローアップをするということをもう少し具体的に考えてほしいと思います。

まだまだ検討しなければならない課題がたくさん残っていると思うんです。今日この場で当面の指導ということでは、まずこの文章をとりあえず今日の段階では認めてもいいのかなと思うんですが、今後としては本当にまだまだたくさん課題が残っていると思っています。

先ほど申し上げたように多様なニーズに応えるということもそうですし、私自身も部活動をやってきて思っていたことですが、私自身は、競技については知っていても、健康管理に関しての専門知識がない。そういう時に、所謂、健康面の管理をするトレーナーが、市として予算を組んだり、保護者会で予算を組んだり、色々なケースがあるようですけれども、すでにそういった専門家が学校に入って指導している市町村もある。もちろんそういった専門家が一枚に一人というわけじゃないですけども、市でそういう専門家を採用して、そういう方が定期的に学校を回りながら、例えば野球部であったら肩や肘を壊しやすい子に、それを守るためのケア、専門的なケアをしていくなど、そういった予算なども取っているんですね。そういう意味では、私としては、ここでもう少し突っ込んでほしいなと思ったのは予算ですね、やはり。そういった専門的な見識を持った外部コーチを採用するとか、そういったものも加えていくべきではないか。でないと、ただ日数を減らしたというだけでは現場の先生方の負担というのはさほど軽減されないのかな、と思いますし、何より部活を楽しんでもらうためには怪我などがあってはいけないわけで、そういった面も今後検討してほしいなと思います。

そういう一つ一つのいろんな声を聴くためにも、ところ謂公に聴く会というような公聴会を持っても良いんじゃないかと。今後市の教育に対して、広く一般の方に参加いただいて、皆さんの声で子どもたちの育ちを支えていくということが大事になるとは思いますので、その時に部活動の問題って皆さん関心ある問題だと思いますので、最初に公聴会を開くテーマとしては非常に良いんじゃないかという意味も込めて、継続的な

委員	<p>審議を提案します。</p> <p>部活動を教育活動の一環として考える場合に、教育の効果、目標をきちんと言い続けて、何で部活動をやるのかということを確認にしなければいけないと思います。それは当然、子どもの考え方があって、それを広げてこの部活動の在り方はどうあるべきなのか、どう進めていったらいいのか、そういうものを明確に示さなければ、良い方向にはいかないと思います。ですから、部活動の特色によっても違っていいと思います。そのあり方を議論すべきだと思うし、それを分からないでやっていたら何の意味もない。その辺りをもう少し議論していく必要があると思います。非常に難しい問題だと思いますが、十分に考えるべきだと思います。つくば市の場合には、かなり具体的に運動部活動の方針を示していただいて、自分の息子が別な地区で部活動をやっていた時は土日もずっと部活で、野球漬けの日々でした。それがいいか悪いかは別ですが、在り方を問われている状況において、それから比べればつくば市は方針を示してやっているのはありがたいと思うので、それを学校の中でどのように示していくのかを明記する必要があると思います。</p>
委員	<p>倉田先生がおっしゃられた、つくば市としての部活動の方向性というのは、やはり子どもたちのニーズに応えられるように、これから多様化していくんだという方向性でよろしいですか。</p> <p>確かに私たちの頃は星飛雄馬の世界ですから、根性、根性でやっていました。私ももとは野球少年で頑張っていたんですけど、どうも音楽の才能も有るみたいだと言われて、野球部を辞めるといった時に大バッシングでした。今の時代はそういう時代ではなくて、色々な活動を出来るようにしてあげる、多様化していくというのが絶対に大事で、星飛雄馬はもう、というわけではないんですけども、そういうこともあれば、別な考え方も選択肢としてなければいけない。それは多様化していくんだという全体の共通理解であればいいと思いますが、今までの形を維持していきましょう、今までのやり方が継続して出来るようにするにはどうしたらいいかという発想はやめてほしいなと思います。</p>
委員	<p>それを理解できる環境を作っていくことが大切だと思います。</p>
教育長	<p>ここまでまとめるまでには校長会と相談するとか、中体連に相談する</p>

	<p>とか、あるいは熱心な保護者の意見を聞くとかといったことをやってきていると思います。一番抵抗があるのが保護者で、とりわけ自分の子どもを優秀な選手にしたいと思っている保護者に抵抗感があるのかと思いますが、最後のページに、これからは、部活動は学校教育の一環として位置付けるのではなくて、地域で支えていきましょう、才能を持っているアスリートがいたとしたら専門的な機関に任せるようにしましょう、競技で勝つことを目的とするのではなくて、もっと緩やかにレクリエーションであるとかレジャーであるとか、そういった要素を持たせるような部活の方向に行きましょうというような形でまとめられています。こういうような方向で動き始めたことは喜ばしいことですが、今の段階ではまだ抵抗勢力があるというところで、ここまでが精一杯かなと思っています。ただ、皆さんが言ったように誤解を招きやすい文言があるので、それを変更することは、教育委員会で合意が得ることが出来れば、可能なことだと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今回は一旦このままで通すということでしょうか。先ほどの時間の部分を「以内」に変えるということだけでよろしいですか。</p>
教育局長	<p>よろしいでしょうか。先ほどから多様なニーズといったことが挙げられていますが、「持続可能な運動部活動の在り方」という時の「持続可能な」という部分は、実は今の形の運動部活動を持続させていくということではなくて、今おっしゃられているような色々なニーズの中で望ましい運動部活動を進めていくことによって、学校における運動部活動を持続可能にしていこうというような意味合いだと読んでおまして、例えば学校規模が小さくなってしまって、一つの学校では運動部活動が出来なくなってしまった時に、そういった学校は近隣の学校と一緒に練習しようといった方法を今後考えていかないと、色々工夫して子どものニーズであったり、地域のニーズであったりに合わせていかないと、持続はできないのではないかという意味での「持続可能」ではないかと思うので、様々な考え方が出来てしまうという問題はあるかもしれませんが、一応、そういう意味を持っているということで、それも含めて直した方がいいのか、御意見を頂ければと思います。</p>
委員	<p>それでしたら、「持続可能な」の後に「多様な」として、「持続可能」と「多様化」というものをセットで言葉として使っていただきたい</p>

	<p>い。そうしないと、そのまま読んでしまうと誤解を招くのではと心配しております。もちろん、教育局長のおっしゃる解釈が正しい解釈だと思います。</p>
教育長	<p>「持続可能な」といったら、今の形を続けましょうと読むのが普通ですよ。教育局長のような読み方をする人は少数ではないかな。</p>
教育局長	<p>「運動部活動を持続する」ではなくて「持続可能な」という表現ですので、ちょっとそこは違うのかなとは思いますが。ただ、多様性という点については検討させていただきたいと思えます。</p>
教育指導課	<p>先ほどの「程度」の解釈ですが、昨日の教育長会議の中でも、実施時間の扱いについて話題に挙がりまして、実練習時間を2時間以内、3時間以内という解釈だということでしたので、実練習時間ということ「以内」として明記させていただければと思います。</p>
教育長	<p>準備等は含まないという点まで書ければいいかと思えます。私としては、前回、委員から指摘があった、谷田部東中の試みについて、今年度様子を見ましようとして申し上げていましたが、これが上手くいっていることこの参考例として挙げる事が出来るのであれば、盛り込むことも可能ではないかと思っております。</p>
委員	<p>最後によろしいでしょうか。この案は、どなたの下に届くものですか。教職員までなのか、児童生徒までなのか、保護者までなのか。それによっては、ちょっと申し上げにくいことですが、先ほど解釈とおっしゃっている部分について、私はちょっと何を言っているのか意味が分からないくらいに、文章って長くなればなるほど、この修飾語がどこにかかるのか分からなくなって、この文はあまり良くないなと思って私は見たのですけれども、私たち保護者も、子どもたちも、つくば市の部活がどんな方向に進んでいるのかっていうことを皆が理解しなければならぬので、これが保護者にこのまま渡されたなら、読む気がなくなるし、意味が分からないし、子どもたちは尚更全然分からないので、もう少し論点をクリアに短い文章で、皆が共通理解できるものを、どうせ配るのならば、作成する方が良くないかなと私は思っています。市役ところの行政の内部でこれを持っているのはいいですけれども、配布する</p>

教育長	<p>とか周知する時にはもうちょっと簡単に、明確にしたものの方が良いと思います。</p> <p>これを見るのは学校長ですよ。</p>
学校教育審議監	<p>段取りとして、この市の方針に基づいて、各学校がそれぞれの運営方針を作る。それを周知するときは、本校ではこういう形で行いますという形を出します。ですので、そのままの形を出すところもあれば、分かり易いように論点だけを学校だより等に掲載する形式にする場合もあると思います。市としてはホームページに載せるとは思いますが、この方針を元に各学校の方針が決まっていくというのが原則です。</p> <p>ちなみにですが、日程のことを申し上げますと、県から要望されているのは、8月1日までに各学校に周知して、決定して、周知期間において10月1日から実施できるように各学校の運営方針を作ってほしいと言われているところですので、その点も踏まえて御協議いただければと思います。</p>
委員	<p>しつこいようですが、PDCAサイクルについては削りたいのですが。PDCAサイクルは、経済的な考え方で、教育の現場でこの考え方を出すべきではないと思います。運動部顧問は活動目標、活動方針、具体的な練習方法云々ということで、現場の顧問が考えなさいと言っているんです。なのに、「運動部活動においてPDCAサイクルを着実に実行することが必要である」としている。このようなものはいらない。この考えは教育的配慮や合理的配慮と矛盾する場合があります。繰り返しても繰り返しても出来ない子もいるんだけど、教育的配慮でやっていかなければいけないんだけど、このPDCAサイクルでは簡単にアクションされてしまうわけです。ですので、これは外していただきたい。県と喧嘩しても。</p>
教育長	<p>これは必ず入れなければならないことではないですよ。私の判断では。こういうことやるから今のまま持続せよなんていう勘違いが生まれる。</p>
委員	<p>同じような意見です。これは教育現場に持ってくる話では、特に部活動は違うんじゃないかなと思います。</p>

委員	教育的配慮にかけると思います。
教育長	とりあえず、8月1日までに校長につくば市としてこういう風にやりますという方針を示さなければいけないということで、今指摘があったところで最低限、直せるところは直した上で、各校長に届ける。先ほど学校教育審議監から話があったとおり、それを受け止めた校長がそれぞれの学校での方針をまとめて県に出すということで良いでしょうか。
学校教育審議監	いえ、市では見ますが、県には出しません。
教育長	分かりました。では、先ほど指摘いただいたところは直すことが出来ると思いますので、8月1日には修正したもので周知するという事によろしいでしょうか。
委員	異議なし。
教育長	承認いただいたことにして、その他に入りたいと思います。
◎その他	
教育長	その他として、あらかじめ三つ用意しておりますが、まず一つ目として、教育委員から学校訪問をしたいという要望がありまして、これをどのような形で実施するのか、イメージをお聞きしたいと思います。前段として、教育総務課から説明をお願いします。
教育総務課	学校訪問ですが、9月の議会終了後、10月中旬を目途に実施したいと考えております。どのような形で実施するか、教育委員各位の御意見をいただきたいと思っております。例えば、教育委員全員で同じ学校を訪問するのか、それとも一人一人が別な学校に行くのか。また訪問する学校について、教育局で選別するのか、それとも御自身で選んでいただくのか、そういったところのイメージを伺いたいと思っております。事前にお話を伺った上で、学校との調整等もございしますので、まずは御意見を頂ければと思っております。
教育長	つくば市には小中義務教育学校合わせて45校ありますので、すべてを回るというのは非常に難しいと思っております。管理訪問等で学校を回って

	<p>いますが、外部から人が来るとなると、とりわけ教育委員が来るとなると、学校の方は相当神経を使う。そういったことも踏まえながらどういう形で行うのが良いのか考えたいと思います。参考までに、美浦村の時は学校数が少なかったこともあって、年に2、3回全ての学校を回っていました。出来るだけ平日の時間帯で、教育委員や教育局の職員で訪問して、出勤されている先生なるべく全員に会うということで行っていました。そういった方法はつくば市では難しいと思いますので、それに代わるやり方で、効果が表れる形にするにはどうすればいいか、御意見を聞いてきたいと思っています。</p>
委員	<p>第一には、学校現場に負担をかけたくないのは皆さん一緒だと思います。よくあるように、掃除したり体裁を整えたりするようなことをしていただきたくないの、もうちょっとカジュアルに、普段の様子を見たいということを私は希望しています。私は強い主張ではないのですが、一人を想定しておりました。私が知っている他の地方自治体の教育委員は、40校学校があったならば、4人で10校ずつに割り振って、今年はどこどこ、という形で、自分の都合がいい時に校長先生と約束して訪問しているところもあるようです。そういうくらいのカジュアルさでいいのかな、と今のところは思っています。</p>
委員	<p>全体で行く必要はないと思います。自分で何か課題をもって、それに該当する学校に行くという形でいいのかな、と思っています。</p>
委員	<p>私も今の委員と同じくらいカジュアルに考えていました。私は英語の教師なので、英語の授業を見たいという思いが強くありますけれども、例えば朝、子どもたちの登校の様子を見て、10分20分、校長先生とおしゃべりしてくるとか、そういう時間をとても大事にしたいなと思っています。</p>
委員	<p>私は、教育相談と一緒に学校訪問が出来れば良いと思っています。というのは、結局、現場にどんな問題があるのか話を聞きたい。そのためには、学校訪問を継続的にやっている方と一緒に行くのがいいのではないかと思います。</p>
委員	<p>先ほど校長先生とおしゃべりといったのは、一つの選択肢であって、</p>

教育総務課	<p>必ずしも行って授業を見るということだけではなくて、そういう形で気軽に行って、例えば今私だったら、秀峰に行って、保健室の先生にベッドはどうですかとか、足りていますかとか、というようなことを気軽に聞いてこられるような、割り当て校が決まれば、少し時間があるときに少し伺って、いろんな方とお話しできたらいいなと思っています。</p> <p>今のお話ですと、皆さんそれぞれの別な学校に行きたいということでしたので、教育総務課の方で調整して、具体的な日程等お知らせしたいと思います。</p>
教育長	<p>それでは、そういった形で進めていただきたいと思います。二つ目、生涯学習審議会について、説明をお願いします。</p>
生涯学習推進課	<p>ただ今、つくば市生涯学習審議会委員の選出を行っております。5月定例会の時に説明いたしましたとおり、一般市民を含めるということで、8月1日の改選に向けて準備を進めております。7月に一般募集をかけ、6名の方に応募していただいております。募集人数は6名ですが、実際に応募された方がふさわしい方なのか、面接等を行っている最中です。その結果を受けて、最終的には市長の決裁を頂きたいと考えております。以上御報告いたします。</p>
教育長	<p>応募されたのは6名で、募集をかけていたのも6名ということでよろしいですか。</p>
生涯学習推進課	<p>そうです。今のところ皆さん人柄も良く、興味関心も高い方々に集まってきていただいていると判断しておりますが、まだ決定してはおりませんので決まり次第御報告したいと思います。</p>
教育長	<p>生涯学習推進課には市長もかなり高い関心を持っているかと思っておりますのでしっかり判断していただきたいと思います。</p>
委員	<p>生涯学習審議会というのはすごく大事な会議で、応募された方も高い関心を持っている方だとは思いますが、6名募集で6名からしか応募が来ないというのは余りいい状態ではないと私は思うので、募集の方法</p>

	<p>などはどのようになされているのでしょうか。</p>
生涯学習推進課	<p>ホームページと市報に掲載いたしました。もし、6名に満たない場合は、行政経営課で行っている審議員の一覧がございまして、そちらの中から引き受けていただける方をお願いするという形で、市民の方を公平に探すという方法を考えています。今のところ、やりたいということで手を挙げてくださった方がおりますので、まずはその方々を審査させていただきます。</p>
委員	<p>市民参画が重要な課題として昨今は取り上げられておりますので、ホームページと市報というのが募集のベーシックな方法だとは思いますが、何か募集についても工夫する余地があるのではないかと、課題意識としては持っています。</p>
教育長	<p>任期は2年ですか。</p>
生涯学習推進課	<p>そうです。</p>
教育長	<p>分かりました。今年度についてはこのようなやり方で進めさせていただくということで、御了解いただければと思います。三つめ、特別支援教育の充実について、説明をお願いします。</p>
特別支援教育推進室	<p>2年目を迎えました、特別支援教育推進室の取組について、資料に沿って説明いたします。1点目、特別支援教育にかかわる人員配置についてですが、推進室が出来る前までは、教育指導課と学務課が担当しておりました。就学相談員4名を含めまして、主に就学前のお子さんの相談を中心とした、教育支援委員会の業務を行っておりました。昨年度、特別支援教育推進室が出来まして、昨年度は7名でスタートしたわけですが、今年度は4名をプラスしております。業務内容につきましては、これまで、未就学児の相談を中心に行っていたのですが、就学相談員を、特別支援教育指導員とすることで、未就学児のみではなく、学校等を訪問して就学後の児童生徒への支援、学校への指導助言が出来るようにし、子どもたちへの支援の一貫性を保てるようにしました。今年度のスタッフの中には、特別支援教育士の資格を持った者、県立特別支援学</p>

校の専任コーディネーターとして、県の優秀教員に選ばれた者を加えておりますので、かなり専門性の高いスタッフで業務を行っています。2点目、今年度の主な業務ですが、就学前の幼児の就学相談、併せて、就学相談に関わった児童生徒の就学後の就学相談、特別支援教育支援員の増員と適正な配置、つくば市教育支援委員会の開催、特別支援教育に関わる研修の充実等があります。3点目、学校訪問と来室相談の実績数を、今年度につきましては6月末までの数になりますので、比較の意味で同じ時期のものを掲載いたしました。平成27年度から見ますと、スタッフが充実したこともあって、相談数も増えておりますし、特に学校を訪問する指導も増えております。4点目、特別支援教育支援員の配置数ですが、比較のため、6月1日付での配置数をみると、昨年度の6月では、途中で退職者が出たこともあって母数に満たない数でしたが、年度末には106名を配置することが出来ました。今年度は、予算上114名の配置ですが、何とか予算をやりくりして、学校に必要な数ということで、115名を配置しております。5点目、研修についてですが、平成29年度につきましては、前年度に計画されたもので進めましたので、コーディネーターや支援学級の担任向けが3講座、支援員向けが3講座という内容でした。昨年度の研修の様子、学校等を訪問して知り得た情報等を踏まえまして、今年度の研修計画は大幅に変更させていただいております。今年度の計画を策定するにあたり、大きく2点の方針を掲げました。1点目、特別支援教育学級の担任や、コーディネーターを対象として、県研修センター主催が行っている悉皆研修や希望制の研修と重複し、対象者の過重な負担にならないように配慮しつつ、経験年数等、ニーズに沿った研修を行うようにしました。もう一点は、特別支援教育支援員向けの研修は、昨年度の最後の研修で書いていただいたレポートの内容から、毎日かかわっている目の前の子どもの支援をどうしたらいいのかということに困っていて、研修意識が高いということが分かりました。このことを踏まえ、それぞれが求める研修ニーズに対応できる内容であること、また、支援員を学校での指導チームの一員としての位置づけとなるような研修を行いたいということから研修を計画しました。支援員向けの研修で大きく変えたのは、それぞれの学校の課題に沿った校内研修です。この校内研修またはケース会議に最低でも2回以上参加することを義務付けました。このことで管理職も含め、指導チームの一員として位置づけられるようにしました。また、勤務時間については概ね子どもが在籍する時間ですが、放課後に実施する場合は、勤務時間を

延長して参加できるようにいたしました。次に担任向けですが、県の研修では理論の研修が多いので、実際に初めて担任になった先生は具体的に教室環境をどうすればいいか、どのような授業をすればいいのか分からないという実情がありますので、学園単位で、ある程度経験を積んだ先生の授業を見に行くということを研修の中に加えました。続いてコーディネーター向けですが、これは研修という名目ではなく、連絡協議会という形で実施しています。コーディネーターは各学校に1名、校長が指名する形で配置されていますが、特別支援教育の担任が兼務していたり、教務主任や教頭先生がコーディネーターとなっていたりと形態は様々ですが、各学校1名ですので、業務の進め方が分からないことも多いため、コーディネーターの先生が集まって情報交換したり、市から必要な情報を提供できるようにしました。今年度実施した内容ですが、5月に個別の教育支援計画、指導計画の作成の手順について、保護者、担任、管理職の役割についてロールプレイをして説明しました。加えて、これまでつくば市では様式が学園ごとにバラバラでしたので、統一してそれに沿って手順を説明いたしました。7月には、読み書き障害の理解と支援について、具体的な方法や事例を検討し、デイジー教科書についても総研の担当者から説明をいただきました。これらの研修のほかに、要請等に応じてUDについての研修、今年度開校した義務教育学校に設置されている児童クラブの指導員への発達障害の理解と支援についての研修を行いました。今後の予定としては10月、11月にUD授業の理解と実践ということで、各学校の教務主任と研究主任を中心に実施する予定です。

今後に向けてですが、昨年度から学校の様子を見てきていること、研修を通じて感じたことですが、通常学級の担任の先生の特別支援教育に対する理解がまだまだな部分があります。特に読み書き障害のお子さんは通常学級に在籍していながら、なかなか理解がされなくて、苦勞をしておりますので通常学級の先生方の理解、学校が終わった後の児童クラブや放課後デイサービスといった場所で支援が必要なお子さんに関わっている職員にも理解を広める必要があると感じております。こうした課題の解決に向けて、また現在進行中の研修の経過を踏まえながら、今後の研修については考えていきたいと思っております。

最後にその他といたしまして、これまで特別支援教育について小中学校に伝達する機会はありませんでしたが推進室が出来ましたので、校長会で様々なアナウンスが出来るようになりました。具体的には合理

<p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>的配慮の法的根拠も含めて、公立学校には義務化されているということも含めて校長会で複数回伝達させていただきました。今年度につきましては、校長会に加え特別支援教育コーディネーター連絡協議会や、学校教育指導方針でも特別支援教育について明記いたしましたので、少しずつですが、学校でも先生方に理解が広まる形で進められているかと思えます。以上です。</p> <p>ありがとうございました。今御説明のあった件については、別途時間をとってご質問等受け付けたいと思います。その他の四つ目として、私から提案させていただきたいと思います。委員がこれまでの定例教育委員会で話しあったことの整理をしてくださいましたが、委員から出された課題や問題点について、教育局から適切な回答がなされていないのではないかという指摘もありました。ということで、8月22日の定例会の前に、現段階で回答できることについて回答するというお時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。御異議ございますか。</p> <p>異議なし。</p> <p>私の提案について御承認を頂いたということで、「その他」の案件を終わりにしたいと思います。それでは暫時休憩し、非公開案件に入ります。</p>
<p>◎議案第47号 つくば市社会教育委員の委嘱について</p>	
<p>教育長</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>教育長</p>	<p>議案第47号 つくば市社会教育委員の委嘱について説明をお願いいたします。</p> <p>議案第47号 つくば市社会教育委員の委嘱について説明いたします。つくば市社会教育委員の任期が平成30年7月31日で満了となるため、平成30年8月1日から平成32年7月31日までの任期で、16名の社会教育委員を新たに委嘱するものです。よろしく願いいたします。</p> <p>ただいまの説明について、質問等はございますか。なければ、御承認いただいたことよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
教育長	では、原案どおり承認いただいたことにしたいと思います。
◎議案第 48 号 教育財産取得の申出について	
教育長	議案第 48 号 教育財産取得の申出について説明をお願いします。
文化財課	<p>議案第 48 号 教育財産取得の申出について説明いたします。これは、独立行政法人都市再生機構＝UR が進めています、中根・金田台特定土地区画整理事業の区域内にある国指定史跡「金田官衙遺跡」保存のため、平成 22 年度から 33 年度まで継続して実施している土地公有化事業に伴いまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 28 条第 2 項に定めてある教育財産の取得に際し、教育委員会から市長へ申出ることにつきまして、議決を求めるものです。</p> <p>その申し出内容は、1 枚めくっていただきました文書のとおりです。また次頁の添付図を御覧いただきますと、薄く塗られた部分が昨年度までの買収部分となり、本年度は黒く塗った部分 3 筆で、その面積、金額は、さらに次の頁の資料の下部に記してあるとおりです。議決を受け次第本日付で申し出たいと存じます。</p> <p>なお、予定価格 2 千万円、面積 5 千㎡をいずれも超える財産の取得となるため、市議会の議決に付さねばなりませんので、9 月議会に案件として上程予定であることを申し添えます。以上、よろしく願いいたします。</p>
教育長	ただいまの説明について、質問等はございますか。
委員	これは金田官衙のことだと思うのですが、今後利活用について計画はあるのでしょうか。
文化財課	今回取得する分を含めても、まだ全体の 60% 程度の規模ですので、平成 33 年度に完全に取得した後、発掘調査等をしたうえで、何が出来るか考えることになると思います。利活用について、早い段階から進めていく場合もあるのですが、土地の取得は未来に残していくということも目的でありますので、まずは土地を残して、将来どうするかについては今後検討していきたいとしたいと思います。

委員	桜中学校の敷地内に遺跡が含まれていると思いますが、遺跡の発掘を手伝うなど、学習の中で利用されることはないのでしょうか。
文化財課	発掘調査自体は 15 年くらい前に県が行っていますが、その時は中学生の参加はなかったと思います。今後は学校と連携しながら出来ればと思いますので、御意見として承ります。
教育長	他にございませんか。なければ、御承認いただいたことでよろしいですか。
委員	異議なし。
教育長	では、原案どおり承認いただいたことにしたいと思います。

◎議案第 49 号 茨城県第 7 採択地区教科用図書選定協議会の平成 31 年度使用教科用図書の採択結果のとおり教科用図書を採択することに関し議決を求めることについて

教育長	議案第 49 号 茨城県第 7 採択地区教科用図書選定協議会の平成 31 年度使用教科用図書の採択結果のとおり教科用図書を採択することに関し議決を求めることについて説明をお願いします。
教育総務課	<p>議案第 49 号について説明いたします。</p> <p>検定済み教科書は、小学校国語 1～6 年、中学校社会等の種目ごとに、通常数種類存在するため、種目ごとに学校で使用する 1 種類の教科用図書について採択を行うもので、これは法律によって定められたものがあります。これによると、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならないとされておりまして、茨城県には 11 の採択地区がございます。つくば市はつくばみらい市と 2 市で第 7 採択地区ということで指定されておりまして、協議会を設置しております。本協議会は、2 市それぞれの教育長と教育長職務代理者、つくばみらい市からの保護者代表 1 名の計 5 名で構成されており、また、協議会に調査部会を 11 部会置き、審議に必要な調査研究等を行いました。開催時期としましては 6 月と 7 月に各 1 回、調査部会はこの間に各 3 回実施しております。採択期間は法律により 4 年とする規定がございまして、今年度については採択後 4 年目を迎える小学校の国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健の 9 種目、中学校で来年度から</p>

	<p>使用開始となる「特別の教科 道徳」1種目、毎年度異なる図書を採択することができる「特別支援学級用の教科用図書」については、小中学校の全教科を、来年度から使用する教科用図書として新規に採択するものであります。なお、これら以外は、前回の採択から4年となっていないため、来年度も継続使用となります。特別支援学級知的障害者用教科用図書については、検定済教科書下学年用，文部科学省著作教科書，市販の図書で教科の主たる教材となる一般図書のうちから毎年度異なる図書を採択することができること、また、市町村教育委員会で種目ごとに複数採択できるとされております。</p> <p>お配りしました資料、「平成 30 年度使用教科用図書の採択結果」を御覧ください。こちらが採択結果でございます。この結果について、各市の教育委員会での議決が必要ですので、議案として提出させていただきます。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>第7採択地区というのは、つくば市とつくばみらい市で形成されていて、選定協議会のメンバーは、両市の教育長、職務代理者、事務局のあるつくばみらい市からは保護者も一人、入っています。7月13日に協議会が行われ、各科目の調査部会の部長から説明を受け、採択について了解をしてくれております。この結果を教育委員会で諮って、報告しなければなりません。資料が膨大ですので、選定協議会の採択結果を信用していただいて、御承認いただきたいと思っております。</p> <p>ただいまの説明について、質問等はございますか。委員、何かありますか。</p>
委員	<p>自分たちで教科書を一冊一冊読むことは不可能ですので、調査部会の方に調査を依頼しているという形で進めているのですけれども、この前の調査部会の検討委員会の説明について、私も教育長がおっしゃっていたのと同じ意見を持っています。こちらは了承するほかないので、先生からの説明の仕方を、調査部会からの説明の仕方をもう少し工夫していただけたらと。つくば市とつくばみらい市の教育の方針を共有して、確認したうえで、どういう観点でつくば市とつくばみらい市の教科書を選ぶのかということをはっきりさせた上で、会が持てないと意味がないのではないかと考えています。</p>
委員	<p>教科書については、私も非常に問題意識を持っていまして、例えば紙</p>

<p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>一つ見ても、白すぎて、光りすぎている教科書とか、それを教室の蛍光灯で見た時に、光過敏の子どもたちがどう見えるかとか、そういったことに対する配慮が全く欠けていて、あと、色使いですね。華美で、ところ謂楽しそうに見える教科書、ADHDの傾向がある子どもが注意を奪われてしまうような余計な漫画がたくさん入っていると、そういった華美でパッと目を引くような教科書が非常に主流になっていて、副教材も含めてですね。そういったところを私たちが責任を持って見ていかないと、本当に付録なんだか教科書なんだか分からないような教科書が流布するようになってしまわないかと危惧しております。</p> <p>選定協議会が終わってからですが、来年度から資料の作り方を工夫してもらいましょうということで、つくばみらい市の教育長とも合意を得ました。今委員からあったことも気に留めながら進めたいと思います。他に何かございますか。なければ、御承認いただいたことよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、原案どおり承認いただいたことにしたいと思います。</p>
<p>◎報告第 16 号 つくば市教育局職員の分限処分について</p>	
<p>教育長</p> <p>教育総務課</p> <p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>報告第 16 号 つくば市教育局職員の分限処分について説明をお願いします。</p> <p>報告第 16 号 つくば市教育局職員の分限処分について説明いたします。（報告事項の説明）</p> <p>ただいまの説明について、質問等がございますか。なければ、御了解いただいたことよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、御了解いただいたことにしたいと思います。</p>
<p>◎報告第 17 号 つくば市奨学生の選考について</p>	
<p>教育長</p> <p>教育総務課</p>	<p>報告第 17 号 つくば市奨学生の選考について説明をお願いします。</p> <p>報告第 17 号 つくば市奨学生の選考について説明いたします。</p>

	<p>7月2日、前回の定例会で御承認いただいた選考委員会で選考を行いまして、別紙のとおり 25 名選考いたしました。以上、御報告いたします。</p>
教育長	<p>ただいまの説明について、質問等はございますか。なければ、御了解いただいたことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>では、御了解いただいたことにしたいと思います。なお、資料につきましては、個人情報ですので、終了後に回収したいと思います。</p> <p>これにて、全ての案件が終了いたしましたので、7月定例会を閉会させていただきます。</p>

◎ 閉 会

午後5時閉会宣言

会議録調整年月日 平成 年 月 日

会議録調整者

会議録署名人